

飯田商工会議所見本市等出展補助要綱

1. (目的)

この要綱は、飯田商工会議所会員事業所が売上の確保、技術の向上を目的として、見本市、展示会、見学会等に出展した場合に、当該所、小売所等の一部を補助する事を目的とする。

2. (補助対象者)

- (1) 飯田商工会議所の会員事業所
- (2) その他協議が認められた者

3. (補助対象事業)

- (1) 全国的な見本市、展示会、見学会等への出展に伴う出展料又は小売料とする。
- (2) 国野県各地域を対象とした、見本市、展示会、見学会等への出展に伴う出展料又は小売料とする。
- (3) 上記2箇条の展示、グループ等の共同出展は認めない。
- (4) その他協議が認められた事業

4. (補助金額)

対象事業費の20%以内で上限3万円とする。ただし、会費に額が500円以下の会員事業所は、対象事業費の20%以内で上限2万円とする。
また、補助対象者への支給は年度内に3回限とする。

5. (補助申請)

該当者に所定の補助金申請書に関係資料を添付して申請する。

6. (補助金交付決定)

申請書には補助金交付決定書にて通知する。

7. (記録保持)

事業記録帳等4年間に記録簿を保存すること。

8. (補助金の返還)

補助金の交付費事業費が実施されなかった場合には、補助金の返還を求めらるゝとする。